

# がんばる中小企業応援事業補助金 新ビジネス支援事業

既存事業とは異なる事業領域への転換若しくは参入を図るために  
行われる取組みに関する費用の一部を補助します。

● **補助対象者** 法人の場合は本社、個人の場合は住所地または主たる事業所を市内に有する  
中小企業者で、市税を滞納していない者

● **補助対象事業**

① **新製品開発事業** 既存事業とは異なる事業領域への転換を図るために行われる新製品の開発  
又は既存事業の高付加価値化を目的とした事業

② **新サービス展開事業** 既存事業とは異なる業態への転換若しくは参入を図るために行われる  
新サービスの展開又は既存サービスの高付加価値を目的とした事業

● **補助対象経費**

① **新製品開発事業** (1) 原材料費 (2) システム導入費  
(3) 工具、器具その他の備品購入費 (ただし、当該費用のうち補助対象  
経費全体に占める割合の10分の2までを補助対象とする。)  
(4) 外注加工費及び外部委託費 (チラシ作成等販売促進費を除く。)

② **新サービス展開事業** (1) 店舗改装費 (ただし、設備の設置又は更新のみの場合は不可とする。)  
(2) システム導入費  
(3) 外注費及び外部委託費 (チラシ作成等販売促進費を除く。)

※なお、国、県等の補助を受けた事業は**対象外**とします。

● **補助金額** 補助対象経費の3分の2以内。 同一年度内50万円を上限

● **申請時に必要な書類**

1. 補助金等交付申請書 (指定様式)
2. 補助事業概要書 (指定様式)
3. 誓約書
4. 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
5. 個人→直近の確定申告書の写し 法人→登記事項全部証明書の写し及び直近の決算書の写し
6. 市税の納税証明書 (完納証明書) の写し

● **報告時に必要な書類**

1. 補助事業等実績報告書
2. 補助金等交付請求書
3. 請求書の写し
4. 領収書又は振込書等支払内容を証明する書類の写し
5. 成果物 (提出ができないものについては写真)

★指定様式は、安城市公式ウェブサイト『望遠郷』からダウンロードできます。

問い合わせ

安城ビジネスコンシェルジュ (アンフォーレ3階)

【電話】0566-93-3341 【FAX】0566-93-3342

【URL】安城市公式ウェブサイト「望遠郷」⇒<http://www.city.anjo.aichi.jp/>

補助制度⇒ホーム>事業者向け>商工業・工事